



2024年2月13日

各 位

会 社 名 インテグラル株式会社
代 表 者 名 代表取締役パートナー 山本 礼二郎
(コード番号：5842 東証グロース)
問 合 せ 先 CFO&コントローラー 澄川 恭章
(TEL. 03-6212-6100)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更および役員の異動に関するお知らせ

当社は2024年2月13日の取締役会において、2024年3月26日開催予定の第18期定時株主総会で承認可決されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議し、これに伴い、同定時株主総会に定款の一部変更および監査等委員会設置会社への移行後の取締役候補者の選任を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するものです。

(2) 移行の時期

2024年3月26日開催予定の第18期定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に
関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行
うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は【別紙】の通りです。

(3) 変更の日程

定時株主総会開催日	2024年3月26日(予定)
効力発生日	2024年3月26日(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（2024年3月26日付）

（1）取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者（2024年3月26日開催予定の第18期定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名	備考
山本 礼二郎	代表取締役パートナー	同左	再任
辺見 芳弘	取締役パートナー	同左	再任
水谷 謙作	取締役パートナー	同左	再任
仲田 真紀子	取締役パートナー	パートナー	新任
富田 勝	社外取締役、 補欠取締役 監査等委員	社外取締役	再任

（2）監査等委員である取締役の候補者（2024年3月26日開催予定の第18期定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名	備考
竹内 弘高	社外取締役 監査等委員	社外取締役	新任
櫛田 正昭	社外取締役 監査等委員	社外監査役	新任
三橋 優隆	社外取締役 監査等委員	社外監査役	新任

（3）補欠の監査等委員である取締役の候補者（2024年3月26日開催予定の第18期定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名	備考
富田 勝	社外取締役、 補欠取締役 監査等委員	社外取締役	新任
山崎 保継	補欠取締役 監査等委員	補欠監査役	新任

（4）退任予定取締役（2024年3月26日開催予定の第18期定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	新役職名	現役職名	備考
佐山 展生	パートナー	取締役パートナー	退任

（注）佐山は取締役を退任するものの、引き続き、現在運用中である2号・3号・4号ファンドシリーズの投資委員であり、今後も当社グループの投資活動を行う予定です。

（5）退任予定監査役（2024年3月26日開催予定の第18期定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	新役職名	現役職名	備考
本林 徹	—	社外監査役	退任

【別紙】

現 行	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
(会社の機関) 第5条 当会社には、次の機関を置くものとする。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(会社の機関) 第5条 当会社には、次の機関を置くものとする。 1. 取締役会 (削除) 2. 監査等委員会 3. 会計監査人
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第9条 (条文省略)	第6条～第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 (条文省略)	(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役によって定める。 3 (現行どおり)
(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役に於いて定める株式取扱規程による。
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。 2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第20条 (新設) 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 2 <u>当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</u> (新設)	(取締役の選任) 第20条 当会社の取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> 4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠又は増員で選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(取締役会の招集及び決議の省略) 第22条 取締役会は、取締役会が定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集及び決議の省略) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>3 (現行通り)</p>
<p>(代表取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会において選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、出席取締役及び出席監査役がこれに署名又は記名押印もしくは電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに署名又は記名押印もしくは電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(監査役の数) 第28条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>

<p>(監査役の選任) <u>第 29 条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) <u>第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役及び会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。</u> <u>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) <u>第 31 条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第 29 条 監査等委員会</u>は、その決議によって、<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役会の招集) <u>第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u> (新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集) <u>第 30 条 監査等委員会</u>の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>
<p>(監査役会規程) <u>第 33 条 監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第 31 条 監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(監査役会の議事録) <u>第 34 条 監査役会</u>の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、<u>出席監査役</u>がこれに署名又は記名押印もしくは電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。</p>	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第 32 条 監査等委員会</u>の議事録については、法令で定めるところにより、<u>書面又は電磁的記録</u>をもって作成し、<u>出席した監査等委員</u>がこれに署名又は記名押印もしくは電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。</p>

<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p>	<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p>
<p>第 37 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p>第 33 条～第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>第 39 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p><u>(附則)</u> <u>第 1 条 定款変更案第 18 条の規定の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 本附則第 1 条は、前項の定款変更の効力発生後、これを削除する。</u></p>	<p><u>(附則)</u> <u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 18 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することが出来る。</u> (削除)</p>